

改訂前（平成 29 年 5 月）

改訂（平成 30 年 7 月）（案）

調査・設計請負契約における設計変更ガイドライン

平成 29 年 5 月
首都高速道路株式会社

調査・設計請負契約における設計変更ガイドライン

平成 30 年 7 月
首都高速道路株式会社

調査・設計請負契約における設計変更ガイドライン

改訂前（平成 29 年 5 月）

改訂（平成 30 年 7 月）（案）

改訂履歴

平成 27 年 5 月 調査・設計請負契約における設計変更ガイドライン 制定
 平成 29 年 5 月 // 一部改訂

3. 発注にあたっての留意事項

3. 1 設計図書に明示する条件

(1) 調査・設計概略説明書等に記載すべき事項

④ 協議先・協議内容

協議機関を明確にし、協議先毎に対する協議内容を具体的に記載する。

⑤ 技術者人員の数

職種	業務内容	換算労務単価
土木	構造設計業務	技師(B)
	測量業務	測量技師
	土質および地質調査業務	技師(B)
	交通調査業務	調査技師
	路線計画業務	技師(B)
	環境調査業務	調査技師
	建築	設計業務
電気	設計業務	技師(B)
機械	設計業務	技師(B)

改訂履歴

平成 27 年 5 月 調査・設計請負契約における設計変更ガイドライン 制定
 平成 29 年 5 月 調査・設計請負契約における設計変更ガイドライン 一部改訂

第 3 章 発注にあたっての留意事項

- ・設計技術者人員数を内訳項目毎に直接人件費を業務量として記載することを追記。
- ・業務スケジュール管理表の活用による工程管理を追記。

平成 30 年 7 月 調査・設計請負契約における設計変更ガイドライン 一部改訂

第 3 章 発注にあたっての留意事項

第 5 章 設計変更における留意事項

- ・業務内容の変更や追加、削除による打合せ回数の変更した場合の設計変更について追記。

3. 発注にあたっての留意事項

3. 1 設計図書に明示する条件

(1) 調査・設計概略説明書等に記載すべき事項

④ 協議先・協議内容

関係機関協議の資料作成業務の場合は、協議先と協議回数を記載する。

⑤ 技術者人員の数

職種	業務内容	換算労務単価
土木	構造設計業務	技師(B)
	測量業務	測量技師
	土質および地質調査業務	技師(B)
	交通調査業務	調査技師
	路線計画業務	技師(B)
	環境調査業務	調査技師
	建築	設計業務
電気	設計業務	技師(B)
機械	設計業務	技師(B)

ただし、業務内容により上記換算労務単価が適当で無いと判断された場合は、その業務における主たる労務単価を換算労務単価として良い。なお、「調査技師」は当社独自の単価であるが「測量技師」を準用しているため、「調査技師（測量技師相当）」と表示すること。

設計技術者を明示するのは、入札参加予定者に見積り価格算定の目安となる設計技術者人員を明示することにより、より一層の競争性を確保することを目的とする。

調査・設計請負契約における設計変更ガイドライン

改訂前（平成 29 年 5 月）

改訂（平成 30 年 7 月）（案）

3. 発注にあたっての留意事項

3. 1 設計図書に明示する条件

(2) 特記仕様書

① 留意すべき調査・設計条件等

業務実施にあたって留意すべき条件等を記載する。

③ 打合せ回数

打合せ回数を具体的に記載すること。

【記載例1:調査業務の打合せ回数の記載】

本業務においては、業務進捗確認のための打合せ6回分(業務着手時1回、中間打合せ4回、成果品納入時1回)の打合せ費を計上している。打合せの数量は一式とし、業務内容の大幅な変更が生じない限り、打合せ費用の変更は行わない。

【記載例2:構造設計の打合せ回数の記載】

本業務においては、業務進捗確認、設計方針決定等のための打合せ6回分の打合せ費を計上している。打合せの数量は一式とし、業務の変更に伴う直接人件費の合計金額に大幅な変更が生じない限り、打合せ費用の変更は行わない。

3. 発注にあたっての留意事項

3. 1 設計図書に明示する条件

(2) 特記仕様書

① 留意すべき調査・設計条件等

業務実施にあたって留意すべき条件等を記載する。また貸与資料が業務開始時に貸与できない場合については貸与時期を記載すること。

③ 打合せ回数

打合せ回数を具体的に記載すること。

【記載例1:調査業務の打合せ回数の記載】

本業務においては、業務進捗確認のための打合せ6回分(業務着手時1回、中間打合せ4回、成果品納入時1回)の打合せ費を計上している。業務内容の変更や追加、削除等により打合せ回数が増減となった場合には、設計変更協議の対象とする。

【記載例2:構造設計の打合せ回数の記載】

本業務においては、業務進捗確認、設計方針決定等のための打合せ6回分の打合せ費を計上している。業務内容の変更や追加、削除等により打合せ回数が増減となった場合には、設計変更協議の対象とする。

調査・設計請負契約における設計変更ガイドライン

改訂前（平成 29 年 5 月）

改訂（平成 30 年 7 月）（案）

5. 設計変更における留意事項

5. 2 適切な設計変更の実施

前述の考え方を十分理解した上で、必要な設計変更については、受発注者間が対等な立場で打合せを行い、契約変更を行う。

前記から、契約変更の累計額が当初請負代金額の 30%を超えるときは、別途契約とすることが原則であるが、当初契約の目的範囲内で、現に実施中の業務と分離することが困難な場合、あるいは分離しないことが有利な場合には、30%の増額範囲に縛られずに必要な設計変更を行うこと。

5. 6 積算上の留意点

(1) 業務数量の精査

発注者の指示により追加、変更となった数量について、積算基準、見積り等に基づき適切に計上する。

特に、協議用資料、施工法検討など発注者の指示により各種検討した結果については、最終の成果の費用だけでなく検討に要した費用も適宜計上するものとする。

(2) 業務打合せ

打合せについては、大幅な業務内容の変更・追加等が無い限り打合せ費の変更は行わない。また、構造設計業務にあっては、業務の変更に伴い直接人件費の合計金額に大幅な変更が生じない限り打合せ費の変更は行わない。

なお、業務着手時、業務実施中の進捗確認及び方針決定、最終とりまとめ前に行う業務打合せ以外の個々の軽微な打合せについては、目的とする成果を得るための業務内容に含まれるため、打合せ費の変更は行わない。

5. 設計変更における留意事項

5. 2 適切な設計変更の実施

前述の考え方を十分理解した上で、必要な設計変更については、受発注者間が対等な立場で打合せを行い、契約変更を行う。

前記から、契約変更の累計額が当初請負代金額の 30%を超えるときは、別途契約とすることが原則であるが、当初契約の目的範囲内で、現に実施中の業務と分離することが困難な場合、あるいは分離しないことが有利な場合には、30%の増額範囲に縛られずに必要な設計変更を行うこと。

業務内容が変更となった場合には、受発注者間で打合せ等により合意した内容について打合せ簿へ適切に記載し、受発注者間で書面にて確認すること。

5. 6 積算上の留意点

(1) 業務数量の精査

発注者の指示により追加、変更となった数量について、積算基準、見積り等に基づき適切に計上する。

特に、協議用資料、施工法検討など発注者の指示により各種検討した結果については、最終の成果の費用だけでなく検討に要した費用（資料作成後に関係機関協議で資料修正に要した費用も含む）も適宜計上するものとする。

(2) 業務打合せ

打合せについては、業務内容の変更・追加等が無い限り打合せ費の変更は行わない。ただし業務内容変更や追加、削除等により打合せ回数の変更となった場合には、「業務スケジュール管理表」にて打合せ回数を確認し計上すること。

なお、業務着手時、業務実施中の進捗確認及び方針決定、最終とりまとめ前に行う業務打合せ以外の個々の軽微な打合せについては、目的とする成果を得るための業務内容に含まれるため、打合せ費の変更は行わない。